

施策名	目標 3-4 土壤環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室				
施策の概要	○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。										政策評価実施予定時期	政策評価実施時期		令和 6年 8月		
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理等 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	△		
2 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	-	-	100	-	100	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	○		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
	基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
3 土壤環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	-	-	-	-	3	3	3	2	2	-	-	3	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壤環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	○		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 土壌汚染対策費 (平成28年度)	1,2	103	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 環境管理技術 調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5⑧、 関連R5⑨】	1	110	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 水環境・土壌 環境に係る有 害物質リスク 検討調査費 (令和5年度)	3	004790	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が 出来なかつた 要因、その 他施策の 課題等	(判断根拠)	<p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は96.3%(令和4年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p> <p>○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。 ○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、今後、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。</p>											
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】	2017年5月に成立し、施行後5年を経過した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行状況を点検し、必要に応じて新たな措置を検討する。											
学識経験を有する者の 知見の活用	○土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論がなされ、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。 当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論を行い、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。</p>											
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) ○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) ○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)													